

社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会
役員等の報酬及び費用弁償等規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人尼崎市社会福祉協議会(以下「この法人」という。)定款第10条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、1週あたり3日以上かつ20時間以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤理事とは、理事のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいい、その名称の如何を問わない。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。
- (6) 執務とは、あらかじめ理事長が指定を行い、この法人の定款第2条の規定に基づく事業に関する事務を行うことをいう。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員及び評議員に対して、職務遂行の対価として報酬等を支給することができる。ただし、役員及び評議員がこの法人または尼崎市の職員であり給与の支給を受けている場合には、報酬等は支給しない。

2 報酬等の種類は次のとおりとする。

- (1) 常勤理事
月額報酬及び賞与
- (2) 前号以外の理事で執務を行う理事(以下「執務を行う理事」という。)
日額報酬
- (3) 学識経験者であり月次監査を行う監事(以下「月次監査を行う監事」という。)
月額報酬
- (4) 第1号から第3号以外の役員及び評議員
会議出席報酬

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間1,210万円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間56万円以内とする。
- 3 各々の常勤理事に対する報酬等の額は、別表1に定める金額の範囲内で、勤務日数等を考慮し、理事会において決定する。
- 4 執務を行う理事の報酬は、日額2万7千円以内とし、報酬の額は執務の内容等を考慮し、理事長が別に定める。
- 5 月次監査を行う監事の報酬は、月額4万円とする。
- 6 前条第2項第4号の会議出席報酬は、日額3,341円とする。
なお、対象となる会議は、この法人の理事会、評議員会及び監事監査とする。

(費用弁償)

第5条 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員給与規程に準ずる。

- 2 役員及び評議員が出張する場合は、出張に要する旅費を、職員旅費規程に準じて支給することができる。

第6条 常勤理事の報酬及び通勤手当は、当月17日に支払うものとする。ただし、17日が土曜日、日曜日又は祝日にあたるときは、職員給与規程第3条の規定に準じて支払うものとする。

- 2 月次監査を行う監事の報酬は、当月末日に支払うものとする。ただし、末日が土曜日、日曜日又は祝日にあたるときは、直前の営業日に支払うものとする。
- 3 執務を行う理事の報酬は、翌月17日に支払うものとする。ただし、17日が土曜日、日曜日又は祝日にあたるときは、職員給与規程第3条の規定に準じて支払うものとする。
- 4 会議出席報酬は、会議開催の都度、支払うものとする。
- 5 費用弁償の内、常勤理事の通勤手当以外のものについては、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支払うものとする。

(日割計算)

第8条 新たに常勤理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤理事が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から土曜日、日曜日及び祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによ

って計算する。

(端数の処理)

第9条 第8条に規定する日割による報酬等の額を算定する場合において、当該額に、1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

別表1 (常勤理事の報酬)

| 報酬等の種類 | 上限 |
|--------|-----------------|
| 報酬 | 530,000円(月額) |
| 賞与 | 報酬月額×3.4ヶ月分(年間) |

附 則

この規程は、平成2年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年6月25日から施行する。